

平成十九年三月

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	協定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	協定の内容	二
1	協定の目的	二
2	定義	二
3	一般規定	二
4	指定当局	二
5	指定	二
6	登録	二
7	指定の取消し及び効力の停止並びに登録の取消し及び効力の停止	三
8	異議の申立て	三
9	検証	三
10	合同委員会	三
11	規制当局	三
12	秘密性	三

13	見出し	三
14	雑則	四
15	効力発生	四
16	改正	四
17	終了	四
18	技術法規	四
19	指定当局の特定	四
20	適合性評価機関の指定手続	四
21	規制当局の特定	四
22	この協定に定義されていない用語の取扱い	四
23	この協定の対象となる機器	五
24	適合性評価機関の登録に関する情報	五
25	合同委員会の共同議長	五
三	協定の効力発生	五
四	協定の実施のための国内措置	五

一 概説

1 協定の成立経緯

通信端末機器及び無線機器に関するアメリカ合衆国との間の相互承認については、平成十一年（千九百九十九年）三月に当局間で非公式の協議を始め、平成十七年（二千五年）十一月から両国の政府間で正式に協定の締結交渉を進めた結果、協定の案文について最終的な合意に達したので、本年二月十六日、ワシントンにおいて我が方米齋木臨時代理大使と先方バティア合衆国通商代表部次席代表との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結により、携帯電話端末等をはじめとする通信端末機器及び無線機器をアメリカ合衆国に輸出する際に必要な認証（検査、確認等）の費用及び期間が節減されるとともに、アメリカ合衆国から我が国に輸出される通信端末機器及び無線機器の認証（検査、確認等）に関する費用及び期間が同様に節減されるため、両国間の輸出入が促進されることが期待される。また、近年、海外で使用可能な携帯電話等に対する需要が増加しているところ、我が国が既に締結している欧州共同体との間の相互承認協定に加えて、アメリカ合衆国との間で相互承認協定を締結することにより、日本国内で日米欧の各認証を一括して取得することが可能となる。

3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により、通信端末機器及び無線機器に関し、両国の代表から成る合同委員会に登録されたアメリカ合衆国の領域内に所在する適合性評価機関が我が国の法令に基づき実施した適合性評価手続の結果を受け入れる義務を負う。また、我が国の指定当局は、我が国の領域内に所在する適合性評価機関を指定し、一定の手続に従って合同委員会に登録するとともに、当該適合性評価機関が指定基準に適合することを、監査、検査、監視その他の適切な方法を通じて確保する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

近年、世界共通に使用可能な携帯電話端末の開発及びそれを用いた電気通信サービスの円滑化が進められているところ、この協定の締結により開発に係る費用及び期間等の企業負担が軽減されるとともに、通信端末機器及び無線機器に係るアメリカ合衆国との間の貿易が促進されることも期待されることから、早期の国会承認が求められる。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文十七箇条、末文及び附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 協定の目的（第一条）

この協定は、対象機器に関連する経済活動を促進するため、他方の締約国の領域内に所在する適合性評価機関の実施する当該機器についての適合性評価手続の結果を受け入れる手続について定める。

2 定義（第二条）

「適合性評価手続」、「適合性評価機関」、「技術法規」等の用語の定義について定める。

3 一般規定（第三条）

この協定は、通信端末機器及び無線機器並びにこれらの機器に係る工程についての適合性評価手続について適用する。各締約国は、登録を受けた適合性評価機関がこの協定の対象機器について実施する適合性評価手続の結果であつて、当該機器又は当該機器に係る工程が自国の技術法規に適合する旨の決定を、この協定に従つて受け入れる。

4 指定当局（第四条）

各締約国は、自国の指定当局が、自国の領域内において適合性評価機関の指定、監視、指定の取消し等に必要な権限を有することを確保する。

5 指定（第五条）

各締約国の指定当局は、自国の領域内において適合性評価機関を指定するか否かについて決定する際には、附属書第三節に定める手続を適用する。

6 登録（第六条）

適合性評価機関の登録は、登録を求める締約国からの提案を、他方の締約国が当該適合性評価機関の指定基準への適合性を認めて受け入れる場合に、合同委員会の決定により行われる。また、提案を受けた締約国は、合同委員会の決定により適合性評価機関が登録を受けた日以後に実施する適合性評価手続の結果を受け入れる。

7 指定の取消し及び効力の停止並びに登録の取消し及び効力の停止（第七条）

各締約国の指定当局は、自国の適合性評価機関が指定基準に適合しなくなったと認める時点において、当該適合性評価機関の指定を取り消す。また、登録を受けた適合性評価機関について、指定を取り消し、指定の効力を停止し、又は指定の効力の停止を解除した場合には、それぞれ所定の手続を適用する。

8 異議の申立て（第八条）

各締約国は、相手国の領域内に所在する適合性評価機関が指定基準に適合していないと認める場合には、所定の手続に従い、当該適合性評価機関の指定に異議を申し立てることができる。

9 検証（第九条）

各締約国は、合同委員会の要請に基づき、自国の領域内に所在する適合性評価機関が指定基準に適合しているか否かにつき検証を行う。

10 合同委員会（第十条）

両締約国は、この協定により、各締約国の代表から成る合同委員会を設立する。合同委員会は、適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の停止の解除等について決定を行う権限を有する。

11 規制当局（第十一条）

各締約国の規制当局は、相手国の領域内に所在する適合性評価機関に対して、質問への回答を求め、又は情報の提供を要請することができる。

12 秘密性（第十二条）

各締約国は、自国の法令に従い、この協定において秘密のものとして提供された情報であって、その開示が公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの秘密性を保持する。

13 見出し（第十三条）

この協定中の条の見出しは、この協定の解釈に影響を及ぼさない。

14 雑則（第十四条）

この協定は、健康、安全、環境の保護等のために適切と認める保護の水準を決定する等の各締約国の権限を制限するものと解釈してはならない。

15 効力発生（第十五条）

この協定は、両締約国がそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換する日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。

16 改正（第十六条）

この協定は、両締約国の合意によって改正することができる。附属書第一節、第二節、第四節、第五節又は第八節の改正については、両政府間の外交上の公文の交換によりこれを行うことができる。

17 終了（第十七条）

各締約国は、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思を書面により通告することができる。この協定は、他方の締約国が当該通告を受領した日の後百八十日目の日に終了する。

18 技術法規（附属書第一節）

各締約国が適用する技術法規について定める。

19 指定当局の特定（附属書第二節）

各締約国の指定当局を特定する。

20 適合性評価機関の指定手続（附属書第三節）

適合性評価機関の指定手続の詳細について定める。

21 規制当局の特定（附属書第四節）

各締約国の規制当局を特定する。

22 この協定に定義されていない用語の取扱い（附属書第五節）

この協定に定義されていない用語の取扱いについて定める。

23 この協定の対象となる機器（附属書第六節）

この協定の対象機器について定める。

24 適合性評価機関の登録に関する情報（附属書第七節）

適合性評価機関の登録に関する情報の詳細について定める。

25 合同委員会の共同議長（附属書第八節）

合同委員会の共同議長について定める。

三 協定の効力発生

この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換する日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。

四 協定の実施のための国内措置

1 この協定の実施のため、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。

2 この協定の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。